



令和6年2月7日

八頭町長 吉田 英人 様

八頭町特別職報酬等審議会  
会 長 磯野 誠



### 八頭町議会議員及び八頭町監査委員の報酬額等について（答申）

令和5年12月26日付け発八総第254号で諮問のあった八頭町議会議員及び八頭町監査委員の報酬額等について、八頭町特別職報酬等審議会条例（平成17年八頭町条例第47号）に基づき審議を行ったので、次のとおり答申する。

#### 1 報酬額等の改定について

八頭町議会議員及び八頭町監査委員の報酬額等については、次に掲げる額に改定することが適当である。

##### (1) 八頭町議会議員の報酬額（月額）

職名	改定後	改定前	引上額
議 長	329,000 円	313,000 円	16,000 円
副議長	252,000 円	233,000 円	19,000 円
議会運営委員長	244,000 円	225,000 円	19,000 円
常任委員長	244,000 円	225,000 円	19,000 円
議 員	237,000 円	217,000 円	20,000 円

##### (2) 八頭町監査委員の報酬額（月額）

職名	改定後	改定前	引上額
監査委員（識見者）	48,000 円	40,000 円	8,000 円
監査委員（議会選出）	32,000 円	27,200 円	4,800 円

#### 2 審議経過

第1回審議会      令和5年12月26日開催  
第2回審議会      令和6年2月2日開催

### 3 答申にあたっての考え方

本審議会は、令和5年12月26日に設置され、町長から諮問を受けた議会議員及び監査委員の報酬額等について、2回にわたり審議会を開催した。

審議にあたり、令和2年度に開催した前回の審議会において、議会議員の報酬等を引き上げる答申（以下「令和2年答申」）を行ったものの、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、議会での協議・調整ができず、令和2年答申が見送られたこと、また、平成28年度に開催した審議会による答申（以下「平成28年答申」という。）についても、答申が見送られた経緯を確認した。

なお、監査委員については、平成25年度に開催した審議会による答申（以下「平成25年答申」という。）により報酬額の引上げ改定が実施されている。

まず、令和2年答申について、当初議員報酬目標額30万円とその根拠の評価から始まり、広範な角度から検討、慎重審議を経て出された答申にも関わらず、議会においては上述のコロナ禍であるとの理由により、協議・調整を行わず見送りされたことについては大変遺憾である。

次に、令和5年12月1日付け発八議第230号により提出のあった書類には、上述のコロナ禍のためとする理由とは異なり、「議会議員選挙、改選により上記答申は実施に至らず」との別の理由とする記述があるが、そもそも議員報酬については、個人の能力の特性等により決定されるものではなく、八頭町における議会議員という属性に基づき適正な額が決定されるものであり、その理由により令和2年答申について、何ら議論が進められていないことは甚だ疑問であると言わざるを得ない。

また、議会要請の中には「県下最低の報酬額である」旨の記述があるが、令和2年答申を実施されていれば、県下で中位程度の報酬額となり、現在のような事態にはなっていないものと考えられる。

この度、改めて本審議会における答申をするにあたり、十分な配慮がなされることを切望するものである。

さて、経済活動は、新型コロナウイルス感染症拡大前に戻りつつあり、諸物価が高騰しており、人事院においても給与を引き上げる勧告がなされている状況にある。

また、議会議員及び監査委員報酬額については、全国類似団体及び県内類似団体の平均額と比べ、本町の報酬額はいずれも下回り、議会議員は県下最低の報酬額となっていること、議員定数は合併時と比較し7名の減となっており、議員1名当たりの責任度合いは増していることなどにより、議員報酬については、県下の動向を踏まえたうえで、令和2年答申の考え方を基本とし、概ね県内類似団体平均程度に引き上げることが適当であり、監査委員についても地方自治法の改正等に伴い増加する監査項目への対応など、業務量が増加することが見込まれるため、議会議員報酬額と同様の考え方により、引き上げることが適当であるとの判断に至ったものである。

### 4 おわりに

町民の代表者としての議員、そして行政運営の監査を行う監査委員の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなっており、議員並びに監査委員におかれては、今後も町の発展と町民サービス向上のため、なお一層のご尽力を期待するものである。